

## 技 術 基 準 原 案

ご覧いただくに当たってのご注意

- 1) 以下の技術基準原案は、国土交通省ホームページにおいて、パブリックコメント手続きのため公開されたものである。従って、その後実際に公布された政令、告示等の技術基準の内容とは異なっているところがある。
- 2) ここに示された技術基準原案は、国総研及び独法建研が、建築住宅性能基準原案作成委員会の各部会を通じてその作成に当たったものであるが、一部について原案検討を行ったものも含まれている。



○ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文案

昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。)に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。)に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 針葉樹の構造用製材の日本農林規格(平成三年農林水産省告示第百四十三号)第四条に規定する目視等級区分製材又は第五条に規定する機械等級区分製材の規格のうち、含水率の基準が十五パーセント</p> <p>Sec.57</p>	<p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。)に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。)に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>一 五 略</p>

○ 通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件の一部を改正する告示新旧対照案文

昭和六十二年建設省告示第九百一号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築基準法施行令(昭和第二十五年政令第三百三十八号)第一百五条の二第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を次のように定める。</p> <p>主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口(床下の部分にあるものを除く。)の構造方法は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 継手又は仕口のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に次に掲げる木材の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる箇の部分を除く部分がある、当該継手又は仕口の存在応力を伝えることができる構造であること。</p> <p>イ 昭和六十二年建設省告示第八百九十八号第一号から第三号までに規定する規格に適合するもの。ニ・五センチメートル</p> <p>ロ 昭和六十二年建設省告示第八百九十八号第六号に規定する規格に適合するもの。三センチメートル</p> <p>二、四略</p>	<p>建築基準法施行令(昭和第二十五年政令第三百三十八号)第一百五条の二第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を次のように定める。</p> <p>主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口(床下の部分にあるものを除く。)の構造方法は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 継手又は仕口のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に「二・五センチメートル」の部分を除く部分がある、当該継手又は仕口の存在応力を伝えることができる構造であること。</p> <p>二、四略</p>

○ 通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を定める件の一部を改正する告示  
 新旧対照条文案

昭和六十二年建設省告示第九百二号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築基準法施行令(昭和二十五政令第三百三十八号。以下「令」という。)(第百十五條の二第一項第九号の規定に基づき、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算は、次の各号に定めるものであること。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号の主要構造部である柱又ははりのうち木材で造られた部分については、その表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)(から内側に次に掲げる木材の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる値の部分が除かれるものとして、令第八十二條第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、残りの断面に生ずる長期応力度を計算すること。</p> <p>イ 昭和六十二年建設省告示千八百九十八号第一号から第三号まで「<u>二五センチメートル</u>」</p>	<p>建築基準法施行令(昭和二十五政令第三百三十八号。以下「令」という。)(第百十五條の二第一項第九号の規定に基づき、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算は、次の各号に定めるものであること。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号の主要構造部である柱又ははりのうち木材で造られた部分については、その表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)(から内側に「<u>二五センチメートル</u>」の部分を除かれるものとして、令第八十二條第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、残りの断面に生ずる長期応力度を計算すること。</p>

<p>ロ 昭和六十二年建設省告示千八百九十八号第六号に規定する規格「<u>三センチメートル</u>」</p> <p>三・四 略</p>	<p>三・四 略</p>
---	--------------

○ 準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文案

平成十二年建設省告示第千三百五十八号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一略</p> <p>第二 令第七七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一第一号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準(同告示第一号の規定にあっては、「二・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と、「三センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ロにおいて同じ。)に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。</p> <p>ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示千九百</p>	<p>建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一略</p> <p>第二 令第七七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一第一号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準(同告示第一号の規定にあっては、「二・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ロにおいて同じ。)に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。</p> <p>ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示千九百</p>
<p>二号に定める基準(同告示第二号の規定にあっては、「二・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と、「三センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ハにおいて同じ。)に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれないことが確かめられた構造であること。</p> <p>二 略</p> <p>第三五六略</p>	<p>二号に定める基準(同告示第二号の規定にあっては、「二・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ハにおいて同じ。)に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれないことが確かめられた構造であること。</p> <p>二 略</p> <p>第三五六略</p>

○ 耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件の一部を改正する告示新旧対照案

平成十二年建設省告示第千三百八十号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第百十五条の二の二第一号の規定に基づき、耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一略</p> <p>第二 令百十五条の二の二第一号イに掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一第一号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準(同告示第一号の規定にあっては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ロにおいて同じ。)に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。</p>	<p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第百十五条の二の二第一号の規定に基づき、耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一略</p> <p>第二 令百十五条の二の二第一号イに掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一第一号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準(同告示第一号の規定にあっては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ロにおいて同じ。)に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができらる構造であること。</p>

<p>ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示千九百二号に定める基準(同告示第二号の規定にあっては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ハにおいて同じ。)に従った構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれないことが確かめられた構造であること。</p> <p>二 略</p> <p>第三 五 略</p>	<p>ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示千九百二号に定める基準(同告示第二号の規定にあっては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ハにおいて同じ。)に従った構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれないことが確かめられた構造であること。</p> <p>二 略</p> <p>第三 五 略</p>
--	--

木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文  
建設省告示第千三百六十二号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>第一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十九条の六に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するもの(第二号に掲げる構造方法にあっては、土築壁と間柱及び桁との取合いの部分)以下「取合いの部分」という。(を、当該取合いの部分にちりぢりゃくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 土築真壁造で壁厚さが三十ミリメートル以上のもの(前号に掲げる構造を除く。)</p> <p>三 次に定める防火被覆が設けられた構造(第一号に掲げる構造を除く。)(とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及び梁の部分については、この限りではない。</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>第二 第二 建築基準法施行令第九十九条の六に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一第二号及び第三号に定める構造(前号に掲げる構造を除く。)</p>	<p>第一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十九条の六に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次に定める防火被覆が設けられた構造(前号に掲げる構造を除く。)(とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及び梁の部分については、この限りではない。</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>第二 建築基準法施行令第九十九条の六に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一第二号に定める構造(前号に掲げる構造を除く。)</p>

く。

改正案	現行
<p>第一 外壁の構造方法は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>「 建築基準法施行令」(昭和二十五年政令第百三十八号、以下「令」という。)(第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるもの。)(ハ)(イ)(ロ)及び(ニ)に掲げる構造方法にあつては、土塗壁と間柱及び桁との取合の部分(以下「取合の部分」という。)(を、当該取合の部分にちりぢやくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止する)ことができる構造とするものに限る。(一)とする。</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ (1) 略</p> <p>(2) 土塗真壁造で、塗厚さが四十ミリメートル以上のもの(裏返し塗りをしないものにあつては、間柱の屋外側の部分と土壁とのちりが十五ミリメートル以下であるもの、又は、間柱の屋外側の部分に厚さが十五ミリメートル以上の木材を張りつけたものに限る。)(一)</p> <p>(3) 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。</p>	<p>第一 外壁の構造方法は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>「 建築基準法施行令」(昭和二十五年政令第百三十八号、以下「令」という。)(第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ (1) 略</p> <p>(2) 土塗真壁造の裏返し塗りをしたもので、それぞれの塗厚さが二十ミリメートル以上のもの</p> <p>(3) 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。</p>

<p>(i) 屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) ロ(1)に定めるもの</p> <p>(ii) 土塗壁で塗厚さが三十ミリメートル以上のもの</p> <p>(iii) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 鉄網モルタル塗又は木すりしつくい塗りで厚さが二十ミリメートル以上のもの</p> <p>(ロ) 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの</p> <p>(ハ) 土塗壁で塗厚さが二十ミリメートル以上のもの(下見板を張ったものを含む。)(一)</p> <p>(ニ) 厚さが十二ミリメートル以上の下見板(屋内側が(イ)に該当する場合に限る。)(一)</p> <p>(ホ) ロ(2)(イ)から(ロ)のいずれかに該当するもの</p>	<p>(i) 屋内側にあつては、ロ(1)に定めるもの</p> <p>(ii) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 鉄網モルタル塗又は木すりしつくい塗りで厚さが二十ミリメートル以上のもの</p> <p>(ロ) 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの</p> <p>(ハ) 土塗壁で塗厚さが二十ミリメートル以上のもの(下見板を張ったものを含む。)(一)</p> <p>(ニ) ロ(2)(イ)から(ロ)のいずれかに該当するもの</p>
--	--

改正案	現行
<p>第一、四略</p> <p>第五 屋根の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 令第百七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているのを除く。）</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 野地板及びたる木を、それぞれ、厚さが三十三ミリメートル以上及び四十五ミリメートル以上の木材で造り、かつ、これらと外壁（軒桁を含む。）との間にできるすき間の部分に、厚さが四十五ミリメートル以上の木材の面戸板が設けられた構造とすること。</p> <p>ニ たる木及び面戸板との取合いの部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分にたる木欠きを設けるなど当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができるものに限る。）</p>	<p>第一、四略</p> <p>第五 屋根の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 令第百七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているのを除く。）</p> <p>イ・ロ 略</p>

改正案	現行
<p>第一〇四略</p> <p>第五 令第一百五條の二の二第一項第一号ロに掲げる技術的基準に適合する軒裏の構造方法は、次のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。</p> <p>ア〜ウ 略</p> <p>二 野地板及びたる木を、それぞれ、厚さが三十ミリメートル以上及び四十ミリメートル以上の木材で造り、かつ、これらと外壁（軒桁を含む。）との間にできるすき間の部分に、次に定める面戸板その他これらに類するものが設けられた構造とすること。（ロに掲げる構造方法にあつては、たる木及び面戸板との取合いの部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分にたる木欠きを設けるなど当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができるものに限る。）</p> <p>イ 厚さが十二ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側に厚さが四十ミリメートル以上の漆喰、土又はモルタルを塗つたもの</p>	<p>第一〇四略</p> <p>第五 令第一百五條の二の二第一項第一号ロに掲げる技術的基準に適合する軒裏の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすることとする。</p> <p>一〜三 略</p>

<p>ロ 厚さが三十ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側又は屋外側に厚さが二十ミリメートル以上の漆喰、土又はモルタル（自立する構造であるものに限る。）を塗つたもの</p>	
--	--

○国土交通省告示 第\*号 (案)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、鉄骨造の建築物において構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネル(石灰質原料及びけい酸質原料を主原料とし、オートクレーブ養生した軽量気泡コンクリートによる製品のうち、鉄筋その他の補強材で補強したパネルをいう。以下同じ。)を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。

平成十六年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

鉄骨造の建築物において構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

### 第一 材料

軽量気泡コンクリートパネルの材料は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 軽量気泡コンクリートの密度及び圧縮強度は、それぞれ次に定めるところによること。
- イ 密度 一立方メートルにつき四百五十キログラム以上五百五十キログラム未満
- ロ 圧縮強度 一平方ミリメートルにつき三ニュートン以上
- 二 軽量気泡コンクリートは、亀裂、気泡むら、欠け、反りその他の構造耐力上支障のある欠陥がないものとする。

### 第二 床版又は屋根版の構造

床版又は屋根版は、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 ブレースの併用その他の措置により軽量気泡コンクリートパネルが水平力を負担しない構造とすること。
- 二 床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルの厚さは、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

使用部分	厚さ(単位 センチメートル)
床版	1 25

この表において、 $\lambda$ は、支点間の距離（単位 センチメートル）を表すものとする。

三 軽量気泡コンクリートパネルの補強材は鉄筋を用いるものとし、軽量気泡コンクリートパネルの主筋（支点間の距離の方向に配置された鉄筋をいう。以下同じ。）は、屋根版にあつてはパネルの幅六十一センチメートルにつき三本以上、床版にあつてはパネルの幅六十一センチメートルにつき三本以上及び圧縮側に二本以上を釣合い良く配置するものとし、横筋（主筋と直交方向に配置された鉄筋をいう。以下同じ。）と溶接により接合しなければならない。ただし、日本工業規格A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）——一九九七に規定された曲げ試験によつて、軽量気泡コンクリートパネルの曲げに対する性能が当該主筋及び当該横筋を配置した場合と同等以上であることが確かめられた場合は、この限りでない。

四 床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルは、金物、モルタル等で構造耐力上支障のないよう周囲の構造耐力上主要な部分に取り付けなければならない。

2 建築物が次の各号に該当するものとし、建築基準法施行令第八十二条第一号から第三号までに定める構

造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、前項第一号の規定は適用しない。

一 地階を除く階数を五以下とし、かつ、平面形状及び立面形状を長方形その他これらに類する形状とすること。

二 最下階の床版であつて一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。）の基礎ばり（べた基礎及び布基礎の立上り部分を含む。）に緊結する場合を除き、床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルを並べて配置する場合は、軽量気泡コンクリートパネル相互の接合部をコッター筋又は金物によつて構造耐力上有効に接合すること。

### 第三 防食措置等

一 吸水若しくは吸湿のおそれのある部分又は変質、損傷その他の有害な影響を受けるおそれのある部分に使用する軽量気泡コンクリートパネルには、防水、防湿又は防護のための措置を講じなければならない。

二 鉄筋その他の補強材は、耐久性上支障のないよう防錆又は防食に関する措置を講じなければならない。

第四 耐久性等関係規定の指定

第一及び第三で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）改正案

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

- 一〇八（略）
- 八の二 軽量気泡コンクリートパネル
- 九〇十九（略）

第二（略）  
第三（略）

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

(い)	(ろ)
-----	-----

第一第八号の二に掲げる建築材料	JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）一九九七（寸法を除く。）
-----------------	--------------------------------------

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(い) 建築材料の区分	(ろ) 品質基準	(は) 測定方法等
第一第八号の二に掲げる建築材料	<p>一 軽量気泡コンクリートの原料、補強材、防錆材その他の使用材料が定められていること。</p> <p>二 各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。</p> <p>三 圧縮強度及び密度の基準値が定められていること。</p> <p>四 乾燥収縮率の基準値が定められていること。</p>	<p>一 各部の寸法及び寸法精度の測定は、JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）一九九七によるか又はこれと同等以上に寸法及び寸法精度を測定できる方法によること。</p> <p>二 JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）一九九七の圧縮強度及び密度の試験方法によるか又はこれと同等以上に圧縮強度及び密度を測定できる方法によること。</p> <p>三 JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）一九九七の乾燥収縮率の試験方法によるか又はこれと同等以上に乾燥収縮率を測定できる方法によること。</p>

別表第三（検査項目及び検査方法）

建築材料の区分 第一第八号の二に掲げる建築材料	検査項目	検査方法
(イ)	(ウ)	(ハ)
	<p>別表第二(ウ)欄に規定する品質基準のすべて</p>	<p>別表第二(ハ)欄に規定する測定方法等によって行う。</p>
	<p>五 曲げひび割れ荷重の下限値を加えたときのたわみの基準値が定められていること。 六 亀裂、気泡むら、欠け、反りその他の構造耐力上支障のある欠陥がないこと。</p>	<p>五 JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）一九九七の曲げ強さの試験方法によるか又はこれと同等以上に曲げひび割れ荷重の下限値を加えたときのたわみを測定できる方法によること。 六 目視によって行うこと。</p>

（傍線部は改正部分）

改正案

建築基準法施行令（昭和二十五年度政令第百二十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめり及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造物用  
 単板積層材（以下「集成材等」といふ。）の繊維方向、集成材等のめり及び  
 集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び  
 鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩  
 擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引  
 張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピングねじその他に類する  
 もの（以下「タッピングねじ等」といふ。）の許容応力度、アルミニウム合金材  
 アルミニウム合金材の溶接継目等の断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミ  
 ニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウ  
 ム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピングねじ及びドリリングタッピングねじ  
 を用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容  
 応力度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮  
 、せん断及び着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を各号、以下  
 同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度、  
 軽集積体コンクリートパネルに使用する軽集積体コンクリートの圧縮及びせん断  
 の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度並びに同条第六十七条第一項の国土交  
 通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第一項の国土交通大臣の認定を受けた継  
 手又は仕口及び同条第十八条第二項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト

現行

建築基準法施行令（昭和二十五年度政令第百二十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめり及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造物用  
 単板積層材（以下「集成材等」といふ。）の繊維方向、集成材等のめり及び  
 集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び  
 鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩  
 擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引  
 張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピングねじその他に類する  
 もの（以下「タッピングねじ等」といふ。）の許容応力度、アルミニウム合金材  
 アルミニウム合金材の溶接継目等の断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミ  
 ニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウ  
 ム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピングねじ及びドリリングタッピングねじ  
 を用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容  
 応力度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮  
 、せん断及び着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を各号、以下  
 同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度、  
 軽集積体コンクリートパネルに使用する軽集積体コンクリートの圧縮及びせん断  
 の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度並びに同条第六十七条第一項の国土交  
 通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第一項の国土交通大臣の認定を受けた継  
 手又は仕口及び同条第十八条第二項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力  
 度（以下「特殊な許容応力度」といふ。）並びに同条第九十九条の規定に基づき

接合の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」といふ。）並びに同条第九十九条  
 の規定に基づき、木材のめり及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等  
 の繊維方向、集成材等のめり及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材  
 等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料  
 強度、高強度鉄筋の材料強度、タッピングねじ等の材料強度、アルミニウム合金材  
 アルミニウム合金材の溶接継目等の断面、アルミニウム合金材の支圧、アル  
 ミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピングねじ及びドリリングタッピングねじを  
 用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度  
 、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん  
 断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、軽集積体コ  
 ンクリートパネルに使用する軽集積体コンクリートの圧縮の材料強度、鉄線の引  
 張りの材料強度並びに同条第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合  
 、同条第一項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同条第十八条第  
 三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接の材料強度（以下「特殊な材  
 料強度」といふ。）をそれぞれ次のように定める。

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件

第一 特殊な許容応力度

一〇十一 略

十二の二 軽集積体コンクリートパネルに使用する軽集積体コンクリートの圧  
 縮及びせん断の許容応力度は、次の表の数値中から定めなければならない。ただし、  
 法第二十七條第一項の国土交通大臣の認定を受けた軽集積体コンクリ  
 ートパネルに使用する軽集積体コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度は  
 表の数値中から定めなければならない。国土交通大臣が指定した数値中から

木材のめり及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集  
 成材等のめり及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼  
 材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄  
 筋の材料強度、タッピングねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウ  
 ム合金材の溶接継目等の断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材  
 の圧縮材の座屈及びタッピングねじ及びドリリングタッピングねじを用いたアルミ  
 ニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度、コンクリート  
 充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材  
 料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、軽集積体コンクリート並  
 びに同条第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合、同条第一項の国  
 土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同条第十八条第二項の国土交通大  
 臣の認定を受けた高力ボルト接の材料強度（以下「特殊な材料強度」といふ。）  
 をそれぞれ次のように定める。

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件

第一 特殊な許容応力度

一〇十一 略

<p>長期生ずる力に対する許容応力度 度(単位: 平方メートルにつき ニュートン)</p>	<p>田縮 二・〇</p>	<p>廿八折 二・〇</p>	<p>田縮 二・〇</p>	<p>廿八折 二・〇</p>	<p>短期生ずる力に対する許容応力度 (単位: 平方メートルにつき ニュートン)</p>
<p>十七(十三)略</p>					
<p>十七(十三)略</p>					

第一 特殊な材料強度

一〇十略

廿の二 軽量高強度コンクリートパネルに使用する軽量高強度コンクリートの圧縮材料強度は、第一第十二号の表に規定する短期生ずる力に対する圧縮の許容応力度の値の二倍の値以上はなければならない。

十一(十一)略

第三略

十七(十三)略

第一 特殊な材料強度

一〇十略

十七(十三)略

第三略

○建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法を定める件（平成十二年建築基準法告示第四百五十九号）改正案

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第四号に規定する使用上の支障が起こらないことを検証することが必要な場合は、建築物の部分に応じて次の表に掲げる条件式を満たす場合以外の場合とする。

建築物の部分	条件式
木造	はり（床面に用いるものに限る。 以下この表において同じ。） $\frac{D}{l} > \frac{1}{12}$
鉄骨造	はり $\frac{D}{l} > \frac{1}{15}$
鉄筋コンクリート造	床版（四辺支持の場合） $\frac{t}{L} > \frac{1}{30}$

使用上の支障 - 1

平成十六年国土交通省告示第***号に規定する軽量気泡コンクリートパネルを用いる床版又は屋根版	床版	床版（四辺支持以外の場合） $\frac{t}{L} > \frac{1}{10}$
	はり	はり $\frac{D}{l} > \frac{1}{10}$
	はり	はり $\frac{D}{l} > \frac{1}{12}$
	屋根版	$\frac{t}{L} > \frac{1}{35}$

この表において、t、h、D及びlは、それぞれ以下の数値を表すものとする。  
t 床版又は屋根版の厚さ（単位 ミリメートル）

使用上の支障 - 2

床版又は屋根版の短辺方向の有効長さ(単位 ミリメートル)  
 D はりのせい(単位 ミリメートル)  
 l はりの有効長さ(単位 ミリメートル)

第二令第八十二条第四号に規定する建築物の使用上の支障が起こらないことを確認する方法は、次のとおりとする。

一 当該建築物の実況に応じた固定荷重及び積載荷重によつてはり又は床版に生ずるたわみの最大値を計算すること。ただし、令第八十五条の表に掲げる室の床の積載荷重については、同表(ハ)欄に定める数値によつて計算することができる。

二 前号で求めたたわみの最大値に、構造の形式に応じて次の表に掲げる長期間の荷重により変形が増大することの調整係数(以下「変形増大係数」という。)を乗じ、更に当該部材の有効長さで除して得た値が二百五十分の一以下であることを確認すること。ただし、変形増大係数を載荷実験により求めた場合においては、当該数値を用いることができる。

構造の形式		変形増大係数
木造		二
鉄骨造	床版	一六
	はり	八
鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	四
平成十六年国土交通省告示第**号に規定する軽量気泡コンクリートパネルを用いる床版又は屋根版		一・六

## 基準の変更案の概要

(室内空気中の濃度測定対象物質からのアセトアルデヒドの除外)

住宅性能表示制度においては、平成 13 年 8 月より、室内空気中の化学物質の濃度を測定し、その結果を測定条件とともに住宅性能評価書において表示している。

(参考) 現行の測定対象物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、  
スチレン、アセトアルデヒド\*

※アセトアルデヒドは平成 15 年 4 月より測定対象物質に追加

今般、WHO で定められていたアセトアルデヒドの指針値について、次の通り訂正の動きがあることが明らかになった。

$50 \mu\text{g}/\text{m}^3 (= 0.03\text{ppm}) \rightarrow 300 \mu\text{g}/\text{m}^3 (= 0.17\text{ppm})$

こうした動きのなかで、厚生労働省においても、指針値策定から一定期間が経過し、この間、各種知見が蓄積されたこと等を踏まえ、アセトアルデヒドの指針値の再検討の準備に着手したところである。

こうしたなかで、アセトアルデヒドについて住宅性能表示制度における表示を続けることは、消費者、生産者等に混乱が生じることが予想される。

(参考) 室内濃度が指針値を超過した新築住宅の割合

化学物質	ホルムアルデヒド	トルエン	アセトアルデヒド	
	日本 0.08ppm	日本 0.07ppm	日本 0.03ppm	WHO 0.17ppm
12 年度	28.7%	13.6%	—	—
13 年度	13.3%	6.4%	—	—
14 年度	7.1%	4.8%	9.2%	0%

※室内空気中の化学物質濃度の実態調査（平成 14 年度）より  
アセトアルデヒドの実態調査は、平成 14 年度から実施

アセトアルデヒドの指針値の見直し等に起因する住宅市場の混乱の発生等を防止するため、住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対象物質からアセトアルデヒドを、当面除外する。

## 日本住宅性能表示基準（変更案）〈抜粋〉

## 第 1 趣旨

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法を定めるものとする。

## 第 2 適用範囲 略

## 第 3 用語の定義

1～6 略

7 この基準において「特定測定物質」とは、ホルムアルデヒド、~~アセトアルデヒド~~、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。

8～12 略

## 第 4 表示すべき事項及び表示の方法 略

## 第 5 遵守事項 略

別表 1（新築住宅に係る表示すべき事項等） 略

別表 2－1（既存住宅に係る表示すべき事項等） 略

別表 2－2（部位等ごとの劣化事象等） 略

評価方法基準（変更案）〈抜粋〉

第 1 趣旨

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する評価方法基準として、日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の方法の基準について定めるものとする。

第 2 適用範囲 略

第 3 用語の定義 略

第 4 評価の方法の基準（総則） 略

第 5 評価の方法の基準（性能表示事項別）

1～5 略

6 空気環境に関すること

6-1～6-2 略

6-3 室内空気中の化学物質の濃度等

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅について適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「特定測定物質」とは、ホルムアルデヒド、~~アセトアルデヒド~~、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。

ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、次の①及び②に掲げる特定測定物質ごとの評価対象住戸の居室における空気中の濃度及び測定方法とする。

① ホルムアルデヒド

② ~~アセトアルデヒド~~、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンのうち測定を行うもの

(3) 評価基準（新築住宅）

イ 採取条件

① 日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的に高い

と見込まれる居室において、採取を行うこと。

- ② 居室の中央付近の床からおおむね 1.2m から 1.5m までの高さにおいて、採取を行うこと。
- ③ 評価対象住戸のすべての窓及び扉（造付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む。）を 30 分間開放し、当該住戸の窓及び扉（屋外に面するものに限る。）を 5 時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。この場合において、評価対象住戸への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うものとし、また、連続的な運転が確保できる全般換気のための設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。
- ④ 採取を行う時間（以下「採取時間」という。）が 24 時間未満である場合にあっては、その中央の時刻が午後 2 時から午後 3 時までの間となるように採取時間を設定すること。

#### ロ 測定の方法

測定は、次の①から③までに掲げる方法によること。ただし、同等の信頼性が確保できる方法又は測定の対象となる特定測定物質の濃度の過小な評価が行われず、かつ、測定の対象とならない化学物質による測定結果への影響の程度が十分に小さい方法にあっては、①から③までに掲げる方法に代えることができる。

- ① 採取は 30 分間以上継続して、同時に又は連続して 2 回以上行うこと。
- ② 採取した空気について、ホルムアルデヒド及びアセトアルデヒドにあっては D N P H 誘導体化による固相吸着－溶媒抽出法及び高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンにあっては固相吸着－溶媒抽出法、固相吸着－加熱脱着法又は容器採取法及びガスクロマトグラフ－質量分析法により、濃度を求めること。
- ③ 濃度は、②で求めた濃度の平均又は最高及び最低のものとする。

#### ハ 採取年月日等の記録

採取を行った年月日及び時刻（30 分間以上継続して採取する場合にあっては、採取を開始した時刻及び終了した時刻）並びに内装仕上げ工事（造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。）の完了した年月日を記録すること。

#### ニ その他の採取条件の記録

空気を採取した居室の名称、イ②に掲げる位置又はその近傍における採取中の室温（30 分間以上継続して採取する場合にあっては、平均の室温）、イ②に掲げる位置又はその近傍における採取中の相対湿度（30 分間以上継続して採取する場合にあっては、平均の相対湿度）、採取中の天候及び日照の状況、採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況その他測定の対象となる特定測定物質の濃度に著しい影響を及ぼす採取条件を記録すること。

#### (4) 評価基準（既存住宅）

評価対象住戸について、(3)に掲げるところによること。この場合において、(3)ハ中「並びに内装仕上げ工事（造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。）の完了した年月日を記録すること。」とあるのは「を記録すること。」と、(3)ニ中「空気を採取した居室の名称」とあるのは「空気を採取した居室の名称、当該居室に存する家具（造付け家具を除く。）、カーテンその他これらに類するものの名称」とする。